

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

洲本市長 上崎 勝規

市町村名 (市町村コード)	洲本市 (28205)	
地域名 (地域内農業集落名)	広石下 (下ノ北、下ノ南)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年3月28日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地域は、水稻の作付けが中心となっているが、農業者の高齢化が進み遊休農地の増加が懸念される。現在地域内ほ場整備完成農地に関しては、放棄田は、発生していない。しかしながら高齢化と共に兼業農家が、大勢をしめていることまた、後継者が育っていないため10年先を見据えたときにリタイヤする農家が増加が懸念されている。また、一部地域は中山間地区の為農地の維持管理の他法面管理や獣害対策にも労働時間を取られることが多い。

(2) 地域における農業の将来の在り方

当地域は、水稻の作付けが中心となっている。大規模酪農家も地域内にいるため酪農家と協力の上WCS用稲を作付けし飼料作物と高騰化する肥料を堆肥との交換で耕畜連携を進めたい。また、担い手の高齢化と機械の高騰を踏まえ地域内の集落営農組織の立ち上げが必要である。機械の共同利用やオペレーターの作業受託による低コスト化が必要になってくる。集落営農組織における担い手の育成や営農組合の法人化も見据えていかなければならないと考えている。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	36.3 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	36.2 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

広石下地域

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
担い手が高齢化となっている。規模拡大志向の農家は現状はなく経営継承を受けた若い担い手や新規就農者、集落営農組織が現れたときは、そのものに対して農地を集積していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
利用権設定されている農地の期間満了後に農地中間管理機構に付け替える。地域計画策定後は新規で農地の貸し借りをを行う場合は、農地中間管理機構を活用する。
(3)基盤整備事業への取組方針
地域内の農地については基盤整備は、ほぼ完了している。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
当地域は、兼業農家が多い。機械の共同化を進め積極的に地域営農に取り組んでいく。また、集落営農組織の立ち上げの気運が高まれば進めていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
土地利用型の担い手が増えてくれば、地域内の水稻は、順次それらの担い手に受託する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☒ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①近年頻繁にイノシシが出没し被害が発生しているため、地域において対策を検討する。
 ②⑨地域内の畜産農家と連携し良質な堆肥を有効活用することで、減化学肥料化に取り組む。
 ⑦畦畔の草刈りや水路清掃、ため池の管理など高齢化している中で**多面的機能支払事業なども活用しながら**、地域の有志で保全・管理を行う体制を構築する。